会議結果報告書

会議名称	第13回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年3月4日(土)14:00~18:00 WEST19 研修室A・B・C
出席委員	19名出席(6名欠席)
次回開催	平成18年3月25日(土)14:00 WEST19 研修室A・B・C

議題	意見等
1.報告事項	・平成18年第1回定例市議会の概要報告(事務局) ・子ども権利条例フォーラムの開催報告(事務局・フォーラム参加委員) ・中間答申書に対する市民意見について(事務局) ・広報さっぽろ特集号について(事務局) ・市PTA協議会シンポジウムについて(委員長) ・子ども委員会の開催報告(事務局・子ども委員会委員長)
2.議事	
	(委員長提案) ・最終報告は条文そのものを作り上げて答申するのではない。検討委員会として「こういう内容を含んだ条文にしたい」というリストとそれに対する理由等を説明した解説文を提出することになる。 ・今回は第5~7章を議論したい。 ・配付資料「子どもの権利条例に盛り込むべき事項の整理(Ver.1)」に基づき検討。
(1)第5章 施策の推進	 ・条例素案に、解説文素材、1)の趣旨である「子どもの権利保障の観点を踏まえて子ども施策を行なう」ことを追加する。 ・「市役所内の各部局が連携して子ども施策に取り組む」という姿勢がきちんと分かる表現とする必要がある。 ・「子どもの推進計画を策定する」という表現では限定的になるので、「総合的に施策を推進する」という姿勢がきちんと分かる表現とする必要がある。 ・「総合的」の意味について連携、有機的、計画を実行する、重複のロスをなくす、縦割り解消など・施策を策定するだけでなく、「実行する」ことも読みとれる表現にすべきでないか。 ・解説文に記載する施策内容については、配布資料にある3つの柱は押さえながら、さらに具体的な例を追加する。ただし、例示の仕方については、実現性を考慮しながら、調整することが必要である。 ・解説文については、起草グループにおいて、「計画を作成し実行する」という趣旨で一旦文章化した上で議論したい。
(2)第6章 子どもの権利専門委員会	 ・専門員会に子ども委員を含めることと、委員会が専門性を維持することのバランスについて、子どもが意見を言い易い環境を作ることが重要であると考えるので、子どもの割合を40%として良いと思う。 ・子どもが専門委員を2年勤めることは、中学生から高校生に進学するなど環境が大きく変わることも想定されたりするので、難しいのではないかと感じる。 ・任期は1年では短すぎて何も出来ない。専門委員会について他市の状況をみると、大人のみの委員会で任期3年というものもあるが、札幌の場合、子どもも委員となる。起草グループでは、大人3年、子ども2年という案もあったが、任期が異なると知識量の差が大きくなる時期も生じるので2年に統一した。任期については、一律2年ということにしたい。
(3)第7章 子どもの権利 オンブズパーソン	(委員長提案) ・子どもの権利オンブズパーソン(以下、子どもオンブズ)については、権利条例の中でその必要性と設置について明文化し、体制や運用など詳細については、別条例を設けることとしてその中で検討いただくことにしたい。 ・子どもオンブズを検討する際の論点

相談業務については、今でも他の複数の組織で実施している。これら既存の組織の充実が先ではないか。

調整機能について、子どもオンブズをつくっても、実際には、民間同士の問題に介入することは難しく、効果が薄いのではないか。

他市の例を見ても、調整、救済手続きまで進んだ事例は少なく、新たに子どもオン ブズをつくる効果は小さいのではないか。

現在ある行政オンブズマン制度で対応可能ではないのか。

オンブズマン制度は非常に費用がかかる制度であり、それに応じた効果が求められる。

既存の相談機関等との関係をどう考えるのか。

- ・子どもを「権利の主体」として位置づけて対応する相談機関が必要。
- ・子どもからの悩み相談の電話は夜の9時頃にかかってくることが多い。子どものニーズに応じた相談体制が必要。
- ・2月26日の子どもの権利フォーラムを見て、子どもが気軽に駆け込める場所を作る 必要があると感じた。
- ・シェルターの役割は既存の相談機関が担うべきで、子どもオンブズの役割とは区別 すべきではないか。
- ・児童相談所が子どもの駆け込み寺的な役割を果たしてはいるが、緊急性が高いものを対象とし、それ以上には手が回らない状況もあるので、同じような役割の機関が増えることは好ましい。
- ・既存の組織や制度はあるが、子どもの権利を保障するという姿勢を市が見せること が大切でないか。
- ・既存の相談機関があるにも関わらず、子どもたちの課題が増えている。既存の組織を充実することも重要であるし、また、調整し、救済する機関も必要である。二者 択一の問題ではない。
- ・現行の行政オンブズマンは、市政全般にわたる問題を扱っているので、子どもの権利に関する問題を優先的に取り上げるとは限らない。
- ・現行の行政オンブズマンは、私立学校の問題(民間同士の問題)には介入できない。
- ・子どもにとって現行の行政オンブズマンはアクセスしにくい組織である。
- ・子どもオンブズの独自性としては、子どもの権利に関する問題を扱い、勧告までで きる第三者機関であることではないか。
- ・国連子どもの権利委員会第2回勧告において、「独立した監視」について指摘を受けている。(都道府県における地方オンブズ設立の促進、第2回勧告15 C)
- ・子どもオンブズにおいては、単なる第3者機関ではなく、子どもの立場に寄り添う 姿勢が重要
- ・勧告の効力に強制力を持たせないとしても、勧告できることが有用である。
- ・将来的には、行政オンブズマンと子どもオンブズと統合する展開もありうるかもし れない。
- ・既存の相談窓口でも、対応が追いついていない部分がある。また、学校の現場では、 個々のケースに対して子どもたちに的確な相談窓口を紹介できないと感じている。 既存の相談機関についても体系化してほしい。
- ・子どもの代弁者としての子どもオンブズである。外部第三者が当事者間に入って仲 介することによって、問題が解決できる場合もある。
- ・既存の組織の効果と課題を把握する必要がある。
- ・相談機関の役割はあくまで相談であり、調停はできないし、介入はしないほうが良い。相談機関が相談の域を超えた対応をすることがかえって当事者を傷つけてしまう場合もある。
- ・学校の中で発生した問題については、保護者が直接、教育委員会に連絡し、学校現場が事情を把握しないままに教育委員会からの問合せが来る、といったケースもある。調整機能を持つ第三者機関があれば、学校にもメリットがあるはず。川西市の事例などを広く紹介していく必要があるのではないか。
- ・「子どもの権利オンブズパーソン」という名称がわかりにくいので、子ども委員会 に諮り、端的に機能を示し、親しみのある名称も検討する必要がある。
- ・子どもオンブズのような第3者機関に関しては、子どもに関わる施設の立場からの 考えもあるし、子どもの立場からの意見もある。
- ・子どもオンブズに関して別条例を定めるのであれば、制度のあり方や、人権擁護委員との関係の整理も含め、まっさらな状態で検討をしてもらう方がよいのではないか。

	 ・子どもの権利条例の中で、救済制度について提案をすべきではないか。 ・子どもオンブズは、いじめられている子どもに、どうすればよいのか助言するような機関であって欲しい。 ・子どもオンブズがどのような性質のものなのか明確にして設立しなければ、利用者も利用できない。 ・権利侵害の予防も大切。
3.事務局からの連絡	・次回の検討委員会は、3月25日(土)14:00~ 場所:WEST19研修室 ・起草ワーキングは、3月9日(木)18:30~ 3月15日(水)18:30~ 3月22日(水)18:30~(予備) 場所は、いずれもバスセンタービル6階(環境局)大会議室